

## 災害時実務支援のポイント

〔労務面のアドバイス〕

災害、特に大きな被害を及ぼす地震は予知できるのでしょうか。気象庁の公式見解は、予知できる可能性があるのは東海地震だけとしており、それ以外については「直前に予知できるほど現在の科学技術が進んでいない」としています。

災害は、予知・予見不可能であり、業種を問わず、すべての企業が直面する大きなリスクとなります。災害は、「起こる」という前提で、事前に災害対策を講じ、会社・組織としての危機管理体制を維持しておくことは、企業のCSR(社会的責任)の一つです。

災害による被害をできるだけ最小限にするためには、個人個人が自ら取り組む「自助」、企業や地域、身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、国や地方公共団体などが取り組む「公助」が重要だと言われています。

被災体験を聞いたり、記録を検証するなど災害対策を実施することで、社員一人ひとりが防災を自身のことと認識し、企業が講じる対策に積極的に取り組む意識を高めることが大切です。

企業は、それぞれの場面（被災前→被災直後→応急対応→復旧）で生じる状況を想定し、社員及び自社の安全確保、公的支援等について、それぞれに労務管理ですることがあります。その労務管理上における実務支援のポイントを整理しておきます。

### 1. 「実際に災害が起きた場合、人事労務管理上すべきこと」

地震、火災、台風、豪雨などの災害は、地域の産業・経済、そして企業経営に大きな被害をもたらす場合があります。さまざまな災害とその程度を想定し、企業の被害を最小限に食い止め、被災した場合迅速に対応するため社員一人ひとりの防災意識を高め、災害時に備える組織作りが必要です。災害発生時の初期対応が何より重要で、事業活動の復旧と2次災害の回避に大きく影響します。こうしたときこそ、社員全員がパニック状態にならず、冷静な状況判断ができるよう、日ごろから災害意識を維持し人命はもとより、企業に係る資産（施設・情報・財産等）を守る対応策を講じる「危機管理体制」の構築が重要です。

#### ① 応急救護、初期対応、避難場所への誘導等

まず、社員の「人命保護」が最優先です。

素早い消火活動と迅速な避難場所への誘導が、大切な命を守ります。災害時に備え、日頃から周辺の避難場所を確認し、集合場所を決めておくことも重要です。

転倒物・落下物等の危険防止対策、消火装置の点検を定期的に行ない、非常口や避難経路を確認するなど地震・火災対策を立てておくことが重要です。

- ・地震の場合、作業を停止し、自身の安全を優先します。
  - ・けが人がいる場合、社員による応急手当や、救急車を要請し、医療機関へ早急に搬送します。
  - ・大規模災害の直後は、救急や医療機関が対応できないことが多いと考えられます。
- その時「素人が出来る行為」を救急や医療機関に確認しておくことも必要でしょう。

- ・火気使用場所を確認し、火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせ、119番通報します。
- ・火災が大きくならないよう、初期消火（消火器・消火栓・水バケツ等）にも努めましょう。
- ・市町村の防災マップなどに基づき、避難場所を決めておき、実際に歩いて経路や場所の確認をしましょう。

#### ② 対策本部の設置—情報の一元化とトップダウン

災害対策本部を設置し、情報の収集・管理を一元化します。方針決定責任者がトップダウンで決定・指示・命令・報告が速やかに対応できるよう組織体制を整えておきましょう。代行者についても決めておきます。対策本部の担当社員には、自宅から自転車や徒歩で企業に到着できる人を含めておく必要があります。

社員の安否を確認し、被災社員とその家族の保護・援助をするとともに、2次災害の防止対策や、企業資産の保護について対策を講じ、事業活動の早期復旧に向けて準備を行います。

- ・社員・家族の安否確認（電話・メール・直接訪問・ホームページ等）
- ・救出・救助の応援・指示
- ・災害状況の把握・提供（メモを張り付ける大きな掲示板などが役に立つことがあります）
- ・通信の確保、交通機関や道路の状況把握
- ・病院・ライフラインの把握 等

\*企業活動で重要な電気、ガス、水道の復旧状況を把握することも重要でしょう。

### ③ ホームページや掲示板への最新の情報提供と更新

企業の被災状況や、連絡が取れない社員の安否を迅速に周知する。

携帯電話・スマートフォン以外の通信手段としてホームページや掲示板等の開放

（日頃からホームページや掲示板は最新のものに整備し、更新の手続きを災害対策員ができることが必要）

## 2. 「災害時の特例措置」

災害が発生した場合、市区町村や厚生労働省等の役所対応や特例措置について、報道やホームページ等で確認しましょう。企業および社員に必要な情報を収集・提供し、企業としてできる手続きを速やかに行うことが必要です。災害により、特例措置等の内容は様々です。ここで紹介する事例が全ての場合において、適用されるわけでありませんので、その都度確認することが必要です。

主な労働保険・社会保険手続、各種助成金は次のとおりです。

- ① けがをしたり、病気にかかった場合の保険や給付金の請求手続き  
(労働者災害補償保険や健康保険の手続き)
  - ・災害により仕事中にけがをしたり、通勤途上で災害が発生しけがをしたときは、労働者災害補償保険の給付対象となります。ただし、上記以外の場合や、休暇中などのけがについては、健康保険からの給付となります。
  - ・災害時の労災請求については、事業主や医療機関の証明がなくても、受付が可能な場合があります。
- ② 各種助成金の発令も（東日本大震災で事例あり）
  - ・雇用調整助成金（震災等で工場が稼働しないなど一時的に休業を行った場合に、休業手当相当額の一部を助成する制度）：前出
  - ・被災者雇用開発助成金（ハローワーク等の紹介により、被災離職者を雇用した場合、賃金の一部に相当する額が支給される制度）
- ③ 災害で被害を受けたことにより、倒産状態に至った場合、国が企業に代わって、未払い賃金の一部を立替払いする制度
- ④ 労働保険料の免除、納付の延長  
東日本大震災では、労働保険料等の免除、保険料の納期限の延長、納付の猶予等の特例措置が講じられました。
- ⑤ 保険証なしで医療機関を受診でき、窓口での一部負担金の猶予・免除制度
- ⑥ 雇用保険失業給付の給付制限期間の短縮特例措置  
自己都合退職等により、給付制限を受けている（受ける）場合は、給付開始時期が早まります。
- ⑦ 災害により、一時的に離職した場合、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置
- ⑧ 災害により、雇用保険の失業認定日にハローワークに行くことができない場合は失業認定日の変更が、交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地管轄のハローワークに行くことが困難な場合は、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。
- ⑨ 厚生年金保険、健康保険の保険料納付の延長
  - ・東日本大震災では、被害を受けた地域に所在地がある事業所に対する厚生年金保険、船員保険、健康保険、子供手当にかかる拠出金等の保険料の納期限が延長されました。
  - ・住宅、家財、その他の財産について概ね1/2以上の損害を受けられた被保険者は、本人の申請

に基づき国民年金保険料が全額免除されました。

### 3. 「日頃の防災対策を」

災害は避けることはできませんが、災害から被る被害は対処の仕方ですぐ軽減することができます。過去に起こった大震災の教訓を生かし、企業が丸一となって日頃から防災対策に取り組んでいきたいものです。緊急時に、人の思考力・判断力は平常時に比べて格段に落ちます。そのため、事前の対策・準備は重要です。防災意識の高い企業が万が一の時、経営を守るということを理解しておきましょう。

#### ① 防災マニュアルの作成

マニュアルは、天災等が起こったときを想定し見やすく、わかりやすく、使いやすいものを作成するとともに、適宜見直しすることで常時役立つものとしておくことが必要です。

##### 1) 災害時の組織体制の決定

組織は通常の経営組織と異なり、企業のトップが意志決定をし、組織的に役割分担を決め、担当者を配置します。

##### 2) 緊急連絡網の作成、災害伝言ダイヤル、災害掲示板等の作成

緊急事態が発生した場合は、情報伝達が非常に重要です。デマや不確実な情報が氾濫して混乱が起きます。正確な情報を迅速に収集し社内に伝達していくことでパニックを防ぎます。

##### 3) 情報収集と提供の仕方

緊急時の情報を収集し迅速に伝えます。

- ・社員の安否・建物・設備・物品の被害状況・関係企業・取引先の被害状況等
- ・自社内の支店・営業所、取引先、消防、警察、市区町村役場、交通機関、近隣医療機関、ガス、水道、電気等の連絡先も一覧表にして記載しておきます。

参考例：東京都の作成した「東京防災」

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/08/20p8l300.htm>

#### ② 防災グッズ（ヘルメットや懐中電灯等、避難リュックサック）、防災備蓄品（食料・生活用品・その他非常用備品）について、常時保管し、定期的に点検します。

・品名・数量・保管場所・責任者等がわかるよう、チェックリスト作成しておきます。

特に、防災備蓄品等の保存状態、食品の消費期限等には、十分注意し、定期的に点検し、整備しておきます。

#### ③ 職場内における落下物・転倒物の防止対策を実施します。

#### ④ 危険物や消火用設備等の安全確認をします。

#### ⑤ 非常口や避難経路の点検をします。

#### ⑥ 重要データのバックアップ対策、非常電源の確保等、情報通信システムの保全対策を実施します。

#### ⑦ 防災訓練や消火器の使い方等の講習

非常時に慌てず、迅速かつ的確に行動がとれるように、消火器の使い方の定期講習、防災訓練や防災教育を実施し、日頃の心構えを社員へ徹底しておきます。

#### \* 「同業他社などとの防災協定」も

阪神大震災時、印刷工場が被災した神戸新聞は、京都新聞に印刷を依頼しトラック輸送も京都新聞が助力、発行を続けました。

時事通信社と共同通信社も首都直下型地震が発生した際、新聞・放送へのニュースを大阪から協力して配信する協定が結ばれています。

#### 4. 「大規模災害とストレス」

災害によるストレスは、長期に及ぶことが多く、さまざまな健康への影響が懸念されます。「死ぬかもしれなかった」という恐怖体験、「大切な人を亡くす」という喪失体験や、水・電気・ガス・交通等のライフラインの遮断や避難所生活等によるストレス等があります。こうした災害によるストレスは、PTSDやうつ病などの精神疾患を発症する要因となります。企業にとって、社員の健康管理は不可欠であり、社員が安心して職場に復帰できる体制づくりが企業活動の早期復旧への近道であると言えます。

##### ① PTSDとは

PTSDはPosttraumatic stress disorderの略で、心的外傷後ストレス障害といいます。

災害などによって、強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能の障害をもたらしているストレス障害を言います。

命の安全が脅かされるような出来事や災害、強烈な精神的ショック（外傷体験）を経験することによって、それが非常に深い心の傷（トラウマ）となって、時間が経ってからも同じような恐怖を感じ続け、心身に様々な症状を引き起こす精神的な後遺症・疾患です。

外傷体験をすれば、誰でも恐怖を感じたり、何度も体験を思い出したりして苦しむものです。多くの方は時間がたつにつれて恐怖を克服していきませんが、PTSDの場合は、その記憶が1カ月以上にわたって薄れることはなく、突然怖い体験を思い出します。不安や緊張が続く、頭痛がある、眠れないといった症状になって現れます。

PTSDの初期対応は「安心感を与えること」「友人などからの励ましの電話を代わってもらおう」「ニュースを見ない」などが求められ、さらに下記のような心のケアが必要と考えられます。

- 1) 24時間電話相談窓口
- 2) 保健所・児童相談所・学校・病院等への相談
- 3) 身体的ケア
- 4) ボランティアとの連携
- 5) 援助者の援助

##### ② 社員の PTSD に対する企業サポートとは

社員の PTSD によるストレスが長期化している場合、企業は積極的にどのようなサポートをすべきでしょうか？ 次のようなサポートが考えられます。

- 1) 悩みや軽度のうつ症状を改善するための産業カウンセラーによるカウンセリング
- 2) 症状が悪化した社員のケアのための治療や指導（産業医や診療内科等の受診）
- 3) （臨時の）ストレスチェックの実施

##### ③ 長期休業者への対応について

症状悪化により、長期休業に至った場合については、次のようなことが考えられます。

- ・ 休職期間の開始・満了等で就業規則の弾力的運用
- ・ 休業中のケア
- ・ 職場復帰の可否判断
- ・ 職場復帰支援
- ・ 職場復帰後のフォローアップ